(証券コード　9478)
平成30年６月５日

株　主　各　位

東京都新宿区舟町５
SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長　速　水　浩　二

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月21日(木曜日)の午後６時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成30年６月22日(金曜日)午前10時

2. 場　　所　東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
ハイアット　リージェンシー　東京　白鳳の間

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第33期(平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第33期(平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役(監査等委員であるものを除く。)３名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第６号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
第７号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.sehi.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
◎後記の添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記の当社ホームページにてご通知申し上げます。
◎ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承ください。

(添付書類)

事　業　報　告

(平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

①事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国をはじめとした主要各国の景気同時拡大にも支えられ、企業収益や雇用環境の改善を背景に総じて緩やかな拡大傾向を持続しましたが、足許では、米国の金利引き上げ加速懸念や同国の保護主義的貿易政策への懸念などから、円高や株価乱高下など市況が不安定となり、景気の先行きについては不透明感が増してきました。

このような環境の中、当社グループにおいては、①グループ構造の最適化、②中長期利益を見通した各社構造の最適化、③事業会社経営人材の拡充と育成、及び④海外収益基盤の増強と資産の再配分の４点を期初に重点課題として掲げてこれらの課題に積極的に取り組んでまいりました。こうした取り組みの結果、当連結会計年度の連結売上高5,128百万円(前期比20.8％減)、連結営業利益408百万円(前期比99.5％増)、連結経常利益412百万円(前期比113.5％増)、親会社株主に帰属する当期純利益498百万円(前期比487.7％増)となりました。

セグメント別の業績については以下の通りです。

出版事業におきましては、書籍の店頭及びオンライン販売、Webメディア、イベントなど全体にわたって前連結会計年度からの好調さを維持したことから、売上高2,968百万円(前期比0.7％増)、セグメント利益(営業利益)451百万円(前期比1.6％減)となりました。

コーポレートサービス事業におきましては、新規先からの受注獲得があったものの既存先からの受注減の影響が大きかったことなどから減収となった一方、利益面で外注費圧縮効果があがったことなどにより、売上高681百万円(前期比7.7％減)、セグメント利益(営業利益)34百万円(前期比22.2％増)となりました。

ソフトウェア・ネットワーク事業におきましては、広告費削減により有料コンテンツ売上が減少したものの、不採算受注案件の一掃などにより、売上高919百万円(前期比21.0％減)、セグメント利益(営業利益)58百万円(前期はセグメント損失125百万円)となりました。

教育・人材事業におきましては、IT人材研修事業が期を通じて好調だったものの、医療関連人材紹介事業において競争が激化したこと、またスタッフ拡充などの先行投資を実施したことなどにより、売上高440百万円(前期比0.6%減)、セグメント利益(営業利益)57百万円(前期比21.3%増)となりました。

投資運用事業におきましては、安定した運用を続ける中、米国株高などの状況を勘案し一部保有株式の市中売却を実施したことなどにより、売上高119百万円(前期比37.1%減)、セグメント利益(営業利益)80百万円(前期比60.7%増)となりました。

当連結会計年度のセグメント別の業績については以下の通りです。

② セグメント別売上高

(単位：百万円、%)

区　分	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
出版事業	2,947	45.5	2,968	57.9	20	0.7
コーポレートサービス事業	737	11.4	681	13.3	△56	△7.7
ソフトウェア・ネットワーク事業	1,163	18.0	919	17.9	△244	△21.0
インターネットカフェ事業	994	15.4	—	—	△994	△100.0
教育・人材事業	442	6.8	440	8.6	△2	△0.6
投資運用事業	190	2.9	119	2.3	△70	△37.1
合　計	6,477	100.0	5,128	100.0	△1,348	△20.8

(注) 1．上記①及び②の金額には消費税等は含まれておりません。
2．当社は、平成29年５月に当社が所有するINCユナイテッド株式会社の株式全株を株式会社ランシステムに譲渡したことにより、同月付でボディケアサロン店舗運営以外のインターネットカフェ事業から撤退しております。

③ 対処すべき課題

中長期にわたる一層の成長のために、グループ構造の最適化の継続的推進、中長期利益を見通した各社構造の最適化、赤字事業会社の再建、事業会社経営人材の拡充と育成、及び海外収益基盤の増強と資産の再配分を重点課題として取組む所存であります。

また、法令遵守や信頼性のある財務報告に関しても引続き真摯に取組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は資金の機動的かつ安定的な調達を目的として、株式会社りそな銀行との間で200百万円の相対型コミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第 30 期 (平成26年度)	第 31 期 (平成27年度)	第 32 期 (平成28年度)	(当連結会計年度) 第 33 期 (平成29年度)
売上高(百万円)	7,183	6,727	6,477	5,128
経常利益(百万円)	79	336	193	412
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失(△)(百万円)	△26	255	84	498
1株当たり当期純利益または当期純損失(△)(円)	△1	10	3	21
純資産(百万円)	4,532	4,085	4,190	4,648
総資産(百万円)	9,844	8,868	8,607	8,523

(5) 主要な事業内容(平成30年３月31日現在)

事業部門	事業内容
出版事業	コンピュータ関連書籍の発行・販売、コンピュータ関連のカンファレンス・教育、コンピュータ関連技術情報のWeb上での提供、一般書籍・海外翻訳書籍の発行・販売、オンラインショップにおけるソフトウェア・ハードウェアの販売、電子書籍の販売、電気技術者資格受験者向け教材の企画・制作・販売、その他コンピュータ関連商品・サービスの販売
コーポレートサービス事業	情報技術(パソコン・ネットワーク・ソフトウェア等)関連企業を対象とする以下のサービス提供： 製品付随物・同封物の企画・製造請負、製品のマーケティング・販売促進に関するサービス、ユーザー(主に技術者)のサポートサービス、企業PR/IRのサポートサービス
ソフトウェア・ネットワーク事業	エンターテイメントソフトウェアの開発・販売、携帯インターネット技術及びメンテナンス、ネット広告販売、アミューズメント施設の運営、ボディケアサロン店舗運営
教育・人材事業	医療関連転職支援・求人サイト運営、IT人材教育・研修事業、育成/業界特化型人材派遣事業等
投資運用事業	有価証券投資、不動産賃貸

(注) 当社は、平成29年５月に当社が所有するINCユナイテッド株式会社の株式全株を株式会社ランシステムに譲渡したことにより、同月付でボディケアサロン店舗運営以外のインターネットカフェ事業から撤退しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社翔泳社	50百万円	100.0%	出版事業
株式会社翔泳社アカデミー	10百万円	100.0% (100.0%)	出版事業
SEモバイル・アンド・オンライン株式会社	10百万円	100.0%	ソフトウェア・ネットワーク事業
株式会社SEデザイン	30百万円	100.0%	コーポレートサービス事業
株式会社ゲームグース	20百万円	100.0%	ソフトウェア・ネットワーク事業
株式会社SEプラス	17百万円	100.0%	教育・人材事業
SEインベストメント株式会社	247百万円	100.0%	投資運用事業

(注) 1．( )内は間接所有割合を内数で示しております。
2．当社の議決権比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業所(平成30年３月31日現在)

当社及び上記「重要な子会社の状況」で記載しました子会社の内、株式会社翔泳社、ＳＥモバイル・アンド・オンライン株式会社、株式会社ＳＥデザイン、株式会社ゲームグース及びＳＥインベストメント株式会社の本社所在地は、東京都新宿区であります。

上記「重要な子会社の状況」で記載しました子会社の内、株式会社ＳＥプラスの本社所在地は東京都千代田区、株式会社翔泳社アカデミーの本社所在地は大阪府大阪市であります。

(8) 従業員の状況(平成30年３月31日現在)

会　社　名	従　業　員　数
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ(株)	7名
(株)翔泳社	106名
SEモバイル・アンド・オンライン(株)	22名
(株)SEデザイン	30名
(株)ゲームグース	9名
(株)SEプラス	33名
(株)翔泳社アカデミー	8名
SEインベストメント(株)	0名
合　計	215名

(注) 上記従業員数には、取締役及び臨時従業員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先(平成30年３月31日現在)

借　入　先	借　入　額
	百万円
株式会社東京都民銀行	425
Bank of Singapore Limited	333
株式会社りそな銀行	288
株式会社商工組合中央金庫	137

(注) 平成30年３月31日現在の借入残高が、１億円超の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 74,000,000株

(2) 発行済株式の総数 23,164,126株
(自己株式320,100株を除く。)

(3) 株　主　数 6,091名

(4) 大株主及びその持株数

株主名	持株数	持株比率
	株	%
速水浩二	2,510,400	10.83
株式会社SBI証券	1,002,900	4.32
鬼頭正彦	870,000	3.75
株式会社りそな銀行	740,000	3.19
篠﨑晃一	691,800	2.98
佐々木幹夫	590,600	2.54
中野孝一	311,400	1.34
チェースマンハッタンバンクジーティーエスクライアンツアカウントエスクロウ(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	286,800	1.23
近藤誠聡	206,900	0.89
石幸成和	201,450	0.86

(注) 当社は、自己株式320,100株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項(平成30年３月31日現在)

特に記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	速水浩二	SEモバイル・アンド・オンライン株式会社代表取締役社長、SEインベストメント株式会社代表取締役社長
取締役副社長	佐々木幹夫	株式会社翔泳社代表取締役社長、株式会社翔泳社アカデミー代表取締役社長
取締役副社長	篠﨑晃一	株式会社SEデザイン代表取締役社長
取締役	佐多俊一	株式会社コンポーネントソース代表取締役社長
常勤監査役	帯刀信司	
監査役	井上逞	
監査役	飯塚孝徳	弁護士

(注) 1．監査役帯刀信司氏、井上逞氏及び飯塚孝徳氏は社外監査役であります。
2．監査役帯刀信司氏、井上逞氏及び飯塚孝徳氏は、東京証券取引所における有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
3．当社役員に社外取締役はおりませんが、社外取締役を置くことが相当でない理由は以下のとおりです。現在、当社取締役を退任後長年にわたって外資系ＩＴ企業日本現地法人社長としての経験と、企業経営の理解に加えて当社が属するＩＴ業界に関する知見を有しております非業務執行取締役を１名選任しております。当社取締役会においては、同取締役が経営への客観的な助言のみならず、経営の監督及び利益相反の監督機能を担っております。また、現在当社事業の特性を踏まえた迅速かつ機動的な意思決定が取締役会で行われております。このような状況下において、同取締役に加えて、又は代替として社外取締役を置くことが、このような迅速な意思決定を阻害する可能性があることから、社外取締役を置くことが相当でないと判断しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	4名	62百万円
(うち社外取締役	0名	—)
監査役	3名	4百万円
(うち社外監査役	3名	4百万円)
合計	7名	67百万円

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役　帯刀　信司氏

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会への出席率は100％であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

（イ）監査役会への出席状況及び発言状況

監査役会への出席率は100％であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

② 監査役 井上 逞氏

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

（ア）取締役会への出席状況及び発言状況

定例取締役会への出席率は100％であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

（イ）監査役会への出席状況及び発言状況

監査役会への出席率は100％であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

③ 監査役 飯塚 孝徳氏

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

（ア）取締役会への出席状況及び発言状況

定例取締役会への出席率は100％であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、弁護士の立場から毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

（イ）監査役会への出席状況及び発言状況

監査役会への出席率は100％であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、弁護士の立場から毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額　26百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　26百万円

(注) 1．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

(ⅰ) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社文書管理規程及びそれに関連する細則・マニュアルに従い適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直し等を行います。

(ⅱ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、経営企画部に内部監査機能を設け、内部監査により法令または定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その内容及びそれがもたらす損失の程度等について担当部署等に報告し改善策を講じる体制を構築します。

②当社は、社内のネットワークコンピュータ上を流通する情報やコンピュータ及びネットワーク等の情報システム、いわゆる「情報資産」の重要性を強く認識し、「情報セキュリティポリシー」等必要な規程を制定し、情報セキュリティ委員会が中心となって情報セキュリティマネジメントを遂行します。

③当社は、当社が取り扱う個人情報保護の重要性を認識し、個人情報適正管理のため「個人情報保護マニュアル」等必要な規程を制定し、代表取締役社長を統括責任者とする個人情報管理体制を構築します。

④当社は、有事の際の事業継続計画を策定し、従業員に対して教育・訓練を実施します。

⑤当社は、経営企画部をリスク管理所管部として、当社及びグループ全体のリスクの抽出、分析及び評価、当社及びグループ各社が実施するリスク防止策の把握、並びに当社及びグループ全体の経営リスクのモニタリングを行います。

(ⅲ) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①経営計画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとします。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、取締役会やグループ会社連絡会等の会議において業務報告を通じて月次でチェックを行います。

②業務執行のマネジメントについては、関係法令または取締役会規程上の付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとします。

③日常の職務遂行に際しては、職務分掌・権限規程、稟議規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとします。

(ⅳ) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置します。また、従業員の行動基準としてコンプライアンス規程、内部通報制度規程及び関連細則を作成します。

②従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告義務の受け皿として、業務執行上の通常の報告ルートとは別の内部通報制度を設置します。当社は、当該内部通報者が不利益を被らないように保護規定を設けます。

③万一コンプライアンスに抵触する事態が発生した場合には、その内容・対策案がコンプライアンス委員会から代表取締役社長、取締役会、監査役、監査役会に報告される体制を構築します。

④社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は毅然とした姿勢で断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

⑤当社及びその子会社は金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、財務報告において不正・誤謬が発生するリスクを管理し、予防及びモニタリングを効果的に機能させることで、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

(ⅴ) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、当社グループが一体となって事業の発展を図ることを目的として、関係会社管理規程を制定します。

②当社は、当社グループ各社にコンプライアンス担当者を置き、当社コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とします。また、内部通報制度対象者の範囲をグループ各社に拡大し、グループ各社から役員の不正等に関する内部通報を受けた当社コンプライアンス委員は当社の監査役にその内容を報告する体制を構築します。

③当社は、当社と関係会社間における不適切な取引または会計処理を防止するため、当社会計監査人や顧問税理士等と十分な情報交換を行います。

(ⅵ) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

①監査役の職務を補助すべき部署は、内部監査機能を有する経営企画部経営企画課とします。

②補助内容については、監査役の意見を十分考慮した上で決定します。

(vii) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事及び報酬等の決定にあたっては、監査役との事前協議を要することとします。

(viii) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。

(ix) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は会計監査人との間で定期的に会合を持ち、主に会計監査結果についての報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築します。

②監査役は当社内部監査部門との間で定期的に会合を持ち、主に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等についての現状報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築します。

③当社は、監査役が監査を行うにあたり、弁護士等の外部の専門家を利用することを希望する場合には、その費用は会社が負担するものとします。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

当社グループは、上記(iv)④に記載しました通り、反社会的勢力排除に向けた基本方針を掲げております。反社会的勢力排除に向けた整備状況は、下記の通りです。

a. 当社グループのコンプライアンスマニュアルの行動基準に「反社会的勢力との関係断絶」という項目を設けており、従業員向けコンプライアンス研修等を通じて、その周知徹底を図っております。

b. 当社グループでは、法令違反、不正行為などの早期発見を図り、コンプライアンス経営の強化に資するための内部通報制度をグループ全体に導入しておりますが、この制度も反社会的勢力との関係排除のための役割を担っております。

c. 反社会的勢力からの不当要求等への対応については、外部の専門機関(リスク管理コンサルタント、弁護士、警察署等)との連携により実施する体制を整えており、今後もその充実に努めてまいります。

(2)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社取締役会は、非業務執行取締役１名を含む取締役４名で構成し、社外監査役３名も出席した上で定例取締役会を12回開催した他、必要に応じて臨時取締役会も随時開催し、取締役の職務執行を監督しました。

子会社については、関係会社管理規程に基づいてその重要な事項を当社取締役会で審議すると共に、当社及びグループ各社を構成メンバーとするグループ会社連絡会及びグループ会社管理セクション連絡会を月次で定期開催し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

当社及びグループ各社の内部統制システム全般については、その整備・運用状況を当社経営企画部はじめ担当部署がモニタリングし、その維持・改善・更新等を図りました。

コンプライアンスについては、従業員を対象としたコンプライアンス研修会及び個人情報保護研修会をグループ各社単位で開催し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、内部通報規程により内部通報窓口を設けており、グループ各社にも解放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

リスク管理体制については、各部及びグループ各社から報告されたリスクのレビューをとりまとめて取締役会において当該リスクの管理状況を報告いたしました。また、情報システムの安定稼働を確保するため、情報セキュリティーポリシーに則り当社及びグループ各社を構成メンバーとする情報セキュリティ委員会を３回開催し、システムセキュリティ対策等を審議、実行いたしました。また、有事に備えた各事業会社及び当社の部署毎の事業継続計画をあらためて確認いたしました。

内部監査については、担当部署である当社経営企画部が、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、グループ会社を含む被監査会社・部署を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び被監査会社社長に報告いたしました。

各監査役は、定例取締役会全てに出席すると共に、執行役員その他使用人との対話を通じてコンプライアンスに抵触する可能性のある事案等のモニタリングを行い、４回開催された監査役会全てに出席して会計監査人及び内部監査部署と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

(ⅰ)基本方針の内容の概要

当社の株主のあり方は、市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような行為・提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針を支配する者として不適切であると考えており、このような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針とします。

(ⅱ)基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、昭和60年(1985年)の創業以来、IT技術情報の発信・提供、インターネット＆モバイルサービスの提供、IT関連企業マーケティング支援、IT技術を活用した店舗展開及びIT技術者向け教育と人材関連サービスの５つを戦略的投資分野と位置付けて事業展開し、情報産業市場(IT市場)の成長に積極的に寄与することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

また、市場を活性化し、新たなプレーヤーの参加を喚起するため、IT関連事業者のインキュベーションを積極的に行いながら、自らの事業価値を最大化するためのグループ形成にも取り組み、平成18年(2006年)10月から当社を中心とした純粋持株会社体制に移行しております。

当社グループは、長期にわたる社会への貢献と自らの発展を実現させるため、「本当に正しいことに取り組み続けていくこと」を基本的な価値観としています。事業活動を通じたIT技術・サービスへの貢献による社会的寄与、業績向上への努力による資本市場への寄与、納税や雇用の創出による社会基盤への寄与などの社会的価値・企業価値を永続的に実現できる企業集団を目指しております。

このように、当社は創業以来築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。

(ⅲ)基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み(買収防衛策)の概要

当社は、平成27年６月19日開催の当社定時株主総会における決議により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として平成19年６月22日に導入し、平成21年６月19日及び平成24年６月22日に所要の変更を行った「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を継続しております(以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。)。

本プランにおいては、当社の株券を20％以上取得しようとする買付者が出現した場合、当該買付者に対して、買付に関する情報(以下、「買付説明書」といいます。)の提供を求めており、当社取締役会による当該買付説明書の評価期間(60日間又は90日間)が経過するまでは、当該買付者は、買付は出来ないことと定めております。当社取締役会は、当該買付者が本プランに定める手続を遵守した場合には、原則として対抗措置(注)を発動しませんが、当該手続を遵守しなかった場合には、当社監査役全員(全員が社外監査役であります。)の賛同を条件に、対抗措置を発動することとしております。

(注) 当該買付者による権利行使を認めない行使条件及び当該買付者以外から当社株式と引換えに取得する旨の取得条件が付された新株予約権を、全ての株主に無償割当します。

(ⅳ)本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

①買収防衛策に関する指針の要件及び尊重義務を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年(2005年)５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年(2008年)６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他近時の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、株式会社東京証券取引所の「企業行動規範」に定めがある買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)を完全に充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

③株主意思を重視するものであること

当社は、平成27年６月19日開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に継続導入しております。また、本プランの有効期間は３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

④合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、特段の注記がある場合を除いて四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**6,290**	**流動負債**	**2,337**
現金及び預金	2,532	買掛金	366
受取手形及び売掛金	1,310	１年内償還予定社債	356
営業投資有価証券	1,509	短期借入金	1,013
商品及び製品	677	未払法人税等	39
仕掛品	98	賞与引当金	48
原材料及び貯蔵品	14	返品調整引当金	102
繰延税金資産	77	その他	410
その他	87	**固定負債**	**1,537**
貸倒引当金	△17	社債	550
固定資産	**2,232**	長期借入金	509
有形固定資産	**1,531**	役員退職慰労引当金	86
建物及び構築物	404	退職給付に係る負債	325
土地	1,089	資産除去債務	2
その他	37	再評価に係る繰延税金負債	7
無形固定資産	**48**	その他	56
その他	48	**負債合計**	**3,874**
投資その他の資産	**652**	**(純資産の部)**	
投資有価証券	232	**株主資本**	**4,489**
敷金・保証金	79	**資本金**	**1,534**
繰延税金資産	217	**資本剰余金**	**1,768**
その他	132	**利益剰余金**	**1,246**
貸倒引当金	△10	**自己株式**	**△60**
		その他の包括利益累計額	**159**
		その他有価証券評価差額金	**143**
		土地再評価差額金	**16**
		非支配株主持分	**―**
		純資産合計	**4,648**
資産合計	**8,523**	**負債及び純資産合計**	**8,523**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**5,128**
売上原価		**2,763**
売上総利益		**2,365**
返品調整引当金繰入額		**15**
差引売上総利益		**2,350**
販売費及び一般管理費		**1,941**
営業利益		**408**
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	0	
為替差益	6	
投資有価証券償還益	11	
古紙売却収入	1	
償却債権取立益	2	
その他	9	32
営業外費用		
支払利息	19	
支払保証料	6	
投資事業組合運用損	2	
その他	0	28
経常利益		**412**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	0	
子会社株式売却益	63	63
特別損失		
固定資産除却損	1	
投資有価証券評価損	5	
減損損失	20	
店舗閉鎖損失	1	27
税金等調整前当期純利益		**448**
法人税、住民税及び事業税	**49**	
法人税等調整額	**△100**	**△50**
当期純利益		**498**
親会社株主に帰属する当期純利益		**498**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,534	1,768	779	△60	4,022
当期変動額					
剰余金の配当			△32		△32
親会社株主に帰属する当期純利益			498		498
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	466	△0	466
当期末残高	1,534	1,768	1,246	△60	4,489

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金		
当期首残高	150	16	0	4,190
当期変動額				
剰余金の配当				△32
親会社株主に帰属する当期純利益				498
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△7		△0	△7
当期変動額合計	△7	―	△0	458
当期末残高	143	16	―	4,648

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月25日

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
　取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　本　多　茂　幸　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　武　男　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独自の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択又は適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書　謄本

平成30年５月29日

ＳＥホールディングス・アンド・
　インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長　速水　浩二　殿

ＳＥホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社　監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	帯刀　信司	㊞
社外監査役	井上　　逞	㊞
社外監査役	飯塚　孝徳	㊞

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
　各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果
　会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

貸 借 対 照 表

(平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,938**	**流動負債**	**227**
現金及び預金	1,221	短期借入金	165
繰延税金資産	11	１年以内償還予定社債	20
短期貸付金	563	未払金	23
未収入金	130	未払法人税等	5
その他	13	未払費用	3
固定資産	**2,916**	預り金	1
有形固定資産	**1,462**	その他	8
建物	369	**固定負債**	**558**
構築物	0	社債	50
工具器具備品	3	長期借入金	285
土地	1,089	再評価に係る繰延税金負債	7
無形固定資産	**7**	退職給付引当金	13
ソフトウェア	3	役員退職慰労引当金	86
電話加入権	3	預り保証金	115
投資その他の資産	**1,446**	**負債合計**	**785**
投資有価証券	232	**(純資産の部)**	
関係会社株式	893	**株主資本**	**3,999**
繰延税金資産	201	**資本金**	**1,534**
保険積立金	110	**資本剰余金**	**1,853**
その他	13	資本準備金	131
貸倒引当金	△4	その他資本剰余金	1,722
		利益剰余金	**671**
		利益準備金	48
		その他利益剰余金	622
		繰越利益剰余金	622
		自己株式	**△60**
		評価・換算差額等	**69**
		その他有価証券評価差額金	**53**
		土地再評価差額金	**16**
		純資産合計	**4,069**
資産合計	**4,855**	**負債及び純資産合計**	**4,855**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

(平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金	額
売上高		**507**
売上原価		**32**
売上総利益		**474**
販売費及び一般管理費		**300**
営業利益		**174**
営業外収益		
受取利息	8	
有価証券利息	0	
受取配当金	0	
投資有価証券償還益	11	
その他	3	23
営業外費用		
支払利息	4	
社債利息	0	
支払保証料	0	
投資事業組合運用損	2	
為替差損	2	9
経常利益		**189**
特別利益		
投資有価証券売却益	0	
子会社株式売却益	39	39
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	5	5
税引前当期純利益		**222**
法人税、住民税及び事業税		△76
法人税等調整額		△80
当期純利益		**379**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金
当期首残高	1,534	131	1,722
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
利益準備金の積立			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	―	―	―
当期末残高	1,534	131	1,722

(単位：百万円)

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	45	278	△60	3,651
当期変動額				
剰余金の配当		△32		△32
当期純利益		379		379
利益準備金の積立	3	△3		―
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	3	344	△0	347
当期末残高	48	622	△60	3,999

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	
当期首残高	24	16	3,693
当期変動額			
剰余金の配当			△32
当期純利益			379
利益準備金の積立			—
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28		28
当期変動額合計	28	—	375
当期末残高	53	16	4,069

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月25日

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
　取　締　役　会　　御　中

新　日　本　有　限　責　任　監　査　法　人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　本　多　茂　幸　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　武　男　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独自の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択又は適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

平成30年5月29日

ＳＥホールディングス・アンド・
　インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長　速水　浩二　殿

ＳＥホールディングス・アンド・
　インキュベーションズ株式会社　監査役会
常勤監査役
(社外監査役)　帯刀　信司　㊞
社外監査役　井上　　逞　㊞
社外監査役　飯塚　孝徳　㊞

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一.　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二.　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三.　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四.　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、長期的な視野に立ち、企業体質の強化を図りながら安定的な配当を実施していくことを基本方針としており、第３３期の期末配当につきましては、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、前期と同額の１株当たり１円４０銭とさせていただきたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

１株につき金１円４０銭　総額３２，４２９，７７６円

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成３０年６月２５日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

①取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させるとともに、業務執行を行う取締役および執行役員への権限移譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率化を高めることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会・監査等委員に関する条文の新設及び監査役会・監査役に関する条文の削除等の変更を行うものであります。

②機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう必要な変更を行うものであります。

③上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分が変更箇所であります。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第４条（条文省略）	第１条～第４条（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第５条～第９条（条文省略）	第５条～第９条（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第10条～第16条（条文省略）	第10条～第16条（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第17条（条文省略）	第17条（現行どおり）
（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は、６名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、６名以内とする。
（新設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（取締役の選任及び解任の方法） 第19条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任及び解任の方法） 第19条　取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
２　（条文省略） ３　（条文省略） ４　（条文省略）	２　（現行どおり） ３　（現行どおり） ４　（現行どおり）
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	４　補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第21条（条文省略）	第21条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。	（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。
（代表取締役及び役付取締役） 第23条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第23条　代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から選定する。 2　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会の決議方法等） 第24条　（条文省略） 2　当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議方法等） 第24条（現行どおり） 2　当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第25条　取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	（取締役会の議事録） 第25条　取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。
（新設）	（重要な業務執行の委任） 第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第26条　（条文省略）	第27条（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第28条（条文省略）	第29条（現行どおり）
第5章　監査役及び監査役会	第5章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会） 第30条　当会社は、監査等委員会を置く。
（新設）	（招集手続） 第31条　監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
（新設）	（監査等委員会規程） 第32条　監査等委員会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（監査役及び監査役員） 第29条　当会社は、監査役及び監査役会を置く。	（削除）
（監査役の員数） 第30条　当会社の監査役は、４名以内とする。 当会社は、監査役が法令又は定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役を選任することができる。 ２　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
（監査役の選任方法） 第31条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（招集手続） 第32条　監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。	（削除）
（監査役会の決議方法） 第33条　監査役会の決議方法は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	（削除）
（常勤の監査役） 第34条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の議事録） 第35条　監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	（削除）
（監査役会規則） 第36条　監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の任期） 第37条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　補欠として選任された監査役及び補欠監査役が監査役に就任した際の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、第30条第１項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。	（削除）
（監査役の報酬等） 第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（削除）
第６章　会計監査人 第40条～第42条（条文省略）	第６章　会計監査人 第33条～第35条（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第44条（条文省略）	（会計監査人の報酬等） 第36条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第37条　（現行どおり）
第７章　計算 第45条（条文省略）	第７章　計算 第38条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
	（剰余金の配当等の決定機関） 第39条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第40条　当会社は、毎年３月31日又は９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
（期末配当金） 第46条　当会社は、株主総会の決議によって毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	（削除）
（中間配当金） 第47条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。	（削除）
（期末配当金等の除斥期間） 第48条　期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第41条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第33回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 （監査役の責任限定契約に関する経過措置） 第33回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第３号議案　取締役(監査等委員であるものを除く。)３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員(４名)は、本総会の終結をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員であるものを除く。)３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

取締役(監査等委員であるものを除く。)の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当		候補者の有する当社の株式数
1	速水 浩二 (昭和42年１月９日生)	平成７年６月 平成８年４月	当社取締役 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) SEモバイル・アンド・オンライン株式会社 代表取締役社長 SEインベストメント株式会社 代表取締役社長	2,510,400株 (平成30年３月末)
2	佐々木 幹夫 (昭和34年10月28日生)	平成６年６月 平成９年４月 平成11年６月	当社取締役デザイン局長 当社取締役出版局長 当社取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社翔泳社代表取締役社長 株式会社翔泳社アカデミー 代表取締役社長	590,600株 (平成30年３月末)
3	篠﨑 晃一 (昭和30年２月24日生)	平成元年５月 平成５年４月	当社取締役 当社取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社SEデザイン代表取締役社長	691,800株 (平成30年３月末)

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査役会の同意を得ております。本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当		候補者の有する当社の株式数
1	佐多俊一 (昭和44年8月2日生)	平成11年６月 平成12年４月 平成14年９月 平成18年６月	当社取締役管理部長就任 当社取締役ソフトウェアソリューション局長就任 当社退社 当社取締役就任(現任)	3,400株 (平成30年３月末)
		(重要な兼職の状況) 株式会社コンポーネントソース代表取締役社長		
2	飯塚孝徳 (昭和41年6月1日生)	平成８年３月 平成10年６月 平成21年４月	原田・尾崎・服部法律事務所(現尾崎法律事務所)入所 当社監査役就任(現任) 飯塚総合法律事務所入所(現任)	33,100株 (平成30年３月末)
3	廣岡穣 (昭和46年7月8日生)	平成９年10月 平成13年５月 平成19年８月 平成21年１月 平成27年１月	中央監査法人(中央青山監査法人、みすず監査法人に名称変更の後、平成19年７月解散)入所 公認会計士登録 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 廣岡公認会計士事務所を開業し代表に就任(現任) 株式会社廣岡事務所を開業し代表取締役に就任(現任)	0株 (平成30年３月末)
		(重要な兼職の状況) 廣岡公認会計士事務所代表、株式会社廣岡事務所代表取締役、株式会社オロ非常勤監査役、株式会社アグリメディア非常勤監査役、CONNEXX SYSTEMS株式会社非常勤監査役、株式会社アイ・オー・エス非常勤監査役、株式会社デイドリーム非常勤監査役、株式会社フードコネクション非常勤監査役、株式会社Veritas In Silico非常勤監査役		

(注) １．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．飯塚孝徳氏及び廣岡穣氏は、社外取締役候補者であります。
３．(1)飯塚孝徳氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として、法務面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断しており、また、同氏は、現在当社の社外監査役としての職責を適切に果たしていることから、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
(2)廣岡穣氏につきましては、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的知識を有しており、主に財務及び会計並びに税務に関する的確な提言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
４．当社は、飯塚孝徳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、廣岡穣氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。

第５号議案　取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成９年６月27日開催の第12回定時株主総会において、年額120百万円以内とご承認いただいており現在に至っておりますが、当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を、経済情勢諸般の事情を考慮し、年額150百万円以内と定めることとさせて頂きたいと存じます。また、監査等委員である取締役の報酬額を、職務と責任を考慮し、年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は４名(うち社外取締役０名)でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員であるものを除く。)は３名(うち社外取締役０名)となります。また、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名(うち社外取締役２名)となります。

本議案は第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

第６号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役帯刀信司氏及び井上逞氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
帯刀（たてわき）　信司（しんじ）	平成19年6月　当社常勤監査役(社外監査役)　現在に至る
井上（いのうえ）　逞（とおる）	平成12年6月　当社非常勤監査役(社外監査役)　現在に至る

第７号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

当社は、平成27年６月19日開催の第30回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「現プラン」といいます。)」を株主の皆様のご承認を頂き継続いたしました。現プランの有効期限は、平成30年６月22日開催予定の第33回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)終結の時までとされておりますところ、その間の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論及び法令等の改正等を踏まえて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させる観点から買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました結果、現プランの一部を変更(以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。)した上で、本プランを継続いたしたく存じます。

本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合、本プランは本定時株主総会の終結の時から発効し、有効期限は平成33年(2021年)３月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結時となります。

株主の皆様におかれましては、何卒本趣旨にご賛同頂き、本プランについて、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

現プランから本プランへの実質的な変更点は以下のとおりであり、その他記述の明確化など形式的な変更を行っております。

①当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、現プランでは、当社取締役会が対抗措置の発動を決議するにあたり、判断の客観性及び合理性を担保するため、当社監査役全員の賛同を得ることを条件としておりましたが、本プランでは、取締役会の決議に先立ち、当社監査等委員のうち社外取締役全員の賛同を得ることを条件とすることに変更いたします。

②対抗措置の発動要否に関する当社取締役会の評価、意見、判断及びそれに基づく決議内容につき、株主の皆様に対して公表することを追加しております。

１．本プラン継続導入の理由

当社グループは、昭和60年(1985年)の創業以来、IT技術情報の発信・提供、インターネット＆モバイルサービスの提供、IT関連企業マーケティング支援、IT技術を活用した店舗展開及びIT技術者向け教育と人材関連サービスの５つを戦略的投資分野と位置付けて事業展開し、情報産業市場(IT市場)の成長に積極的に寄与することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

また、市場を活性化し、新たなプレーヤーの参加を喚起するため、IT関連事業者のインキュベーションを積極的に行いながら、自らの事業価値を最大化するためのグループ形成にも取り組み、平成18年(2006年)10月から当社を中心とした純粋持株会社体制に移行しております。

当社グループは、長期にわたる社会への貢献と自らの発展を実現させるため、

「本当に正しいことに取り組み続けていくこと」を基本的な価値観としています。事業活動を通じたIT技術・サービスへの貢献による社会的寄与、業績向上への努力による資本市場への寄与、納税や雇用の創出による社会基盤への寄与などの社会的価値・企業価値を永続的に実現できる企業集団を目指しております。

このように、当社は創業以来築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。そして、当社の株主のあり方は、市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さないものも想定されます。当社は、このような行為・提案を行う者は当社の財務及び事業の方針を支配する者として不適切であると考えており、このような行為に対しては、当社取締役会が必要かつ相当な対抗措置を講じる必要があると考えております。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、株主の皆様に代替案を提案し、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための一定のルールが引き続き必要不可欠であると判断し、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランを継続導入することを決定いたしました。

２．本プランの内容

(１)本プランの概要

①本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付(下記(２)「本プランの発動に係る手続」①に定義されます。以下同じ。)が行われる場合に、買付者又は買付提案者(以下、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付について情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続について定めております(下記(２)「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。)。

②新株予約権無償割当てによる本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には(下記(3)「本新株予約権無償割当ての要件」をご参照ください。)、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(下記(4)「本新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定されます。)により割り当てます。

③本新株予約権の行使及び本新株予約権の取得

仮に本プランに従って本新株予約権無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、約50%まで希釈化される可能性があります。

(2)本プランの発動に係る手続

①対象となる買付

本プランにおいては、次の(i)、(ii)に該当する買付もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案(第三者に対する勧誘行為を含みます。)(以下、併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本プランに定める手続に従い本新株予約権無償割当てがなされます。

(ⅰ)当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上となる買付

(ⅱ)当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]に係る株券等の株券等所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

---

[1] 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
[2] 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
[3] 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
[4] 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下②において同じとします。
[5] 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
[6] 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
[7] 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。
以下同じとします。

②買付者等に対する情報提供の要求

上記①に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付内容の検討に必要な下記(a)～(g)に記載する必要情報(以下「本必要情報」といいます。)及び当該買付者等が本プラン上の手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称します。)を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該回答期限までに、本必要情報を追加的に提出していただきます。

記

(a) 買付者等及びそのグループ(共同保有者[8]、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、法令遵守状況等を含みます。)

(b) 買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。)

(c) 買付等の価額の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)

(d) 買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

(e) 買付等の後の当社経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(f) 買付等の後における当社従業員、取引先、顧客他当社に係る利害関係者の処遇方針

(g) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として下記(3)「本新株予約権無償割当ての要件」記載のとおり、本新株予約権無償割当てを実施いたします。

[8] 金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

③取締役会における買付説明書の評価・検討、買付者等との交渉及び代替案の検討

買付者等は、当社取締役会がその内容につき必要かつ充分と認めた買付説明書の提出完了日から60日間(金銭のみを対価とする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の買付等の場合)(以下「取締役会評価期間」といいます。)が経過するまでは、買付等を出来ないこととします。これは、株主共同利益のため、当社取締役会に、買付説明書の評価・検討、買付者等との交渉・協議、買付等に対する意見形成及び株主の皆様に対する代替的提案の作成及び提示等の機会を与えて頂くのに必要なためであります。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家(弁護士、公認会計士及び学識経験者等)の助言を得ながら買付説明書の評価・検討を行い、当社取締役会としての意見を慎重に取り纏め、株主の皆様に対して公表します。また、必要に応じて、買付者等との間で条件改善について交渉・協議を行い、株主の皆様に対して当社の経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

また、当社は、買付説明書の提出の事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、取締役会評価期間の開始時等適切と判断する時点で株主の皆様に情報開示を行います。

(3)本新株予約権無償割当ての要件

①買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合

買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該買付等に反対であったとしても、当該買付等についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該買付等に対する対抗措置はとりません。

但し、当該買付等が下記(a)～(f)に例示するとおり明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として会社に回復しがたい損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的措置として、当社取締役会は、株主の皆様に対する無償割当ての方法による新株予約権の発行、その他法令及び当社定款により認められる相当な対抗措置を決議することが出来るものとします(現在時点では、新株予約権無償割当て以外の対抗措置を決議する予定はありません。)。

なお、当社取締役会が、対抗措置の発動を決議するにあたり、判断の客観性及び合理性を担保するため、専門家等の助言を得つつ、当社監査等委員３名のうち社外取締役２名全員の賛同を得るものとし(社外取締役である監査等委員の略歴につきましては、(別紙１)をご参照ください。)、対抗措置の発動要否に関する当社取締役会の評価、意見、判断及びそれに基づく決議内容につき、株主の皆様に対して公表いたします。また、対抗措置の発動後、買付者等が当社に有利な代替案を提示してきた場合、買付等を断念した場合又は具体的な状況に変化があった場合において、当社取締役会は対抗措置を停止又は中止する場合があります。

記

(a) 真に会社経営に参加する意思がなく、株価を吊り上げ高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合

(b) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者等やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

(c) 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買付者等やそのグループ会社等の債務担保や弁済原資として流用する目的で株式の買収を行っている場合

(d) 当社の保有する事業設備の全部又は重要な一部の譲渡、賃貸、担保供与その他の処分をする目的で株式の買収を行っている場合

(e) 会社経営を一時的に支配して、当社の所有する有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益で一時的な高配当をさせるか、又は一時的高配当による株価急上昇の機会を狙って株券等の高価売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合

(f) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式売却を事実上強要するおそれのある買付の場合

②買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合

買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合は、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、株主の皆様に対する無償割当の方法による新株予約権の発行、その他法令及び当社定款により認められる相当な対抗措置を決議することが出来るものとします。

なお、対抗措置の発動を決議するにあたり、専門家等の助言を得つつ、当社監査等委員のうち社外取締役全員の賛同を得ること、対抗措置の発動要否に関する当社取締役会の評価、意見、判断及びそれに基づく決議内容につき、株主の皆様に対して公表すること、及び対抗措置の発動を状況により停止又は中止する場合があることは上記(3)①と同様とします。

(4)本新株予約権無償割当ての要項

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権無償割当ての要項は次の①～⑩のとおりです。なお、細目については、次の①～⑩に記載される事項に抵触しない限りにおいて、当社取締役会が定めるものとします。

①本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権無償割当ての取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める割当期日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)に相当する数とします。

②本新株予約権割当の対象となる株主及びその割当条件
　割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対して、その保有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。
③本新株予約権無償割当ての効力発生日
　当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議により別途定める日とします。
④本新株予約権の目的である株式の種類及び数
　本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、株式分割又は株式併合等を理由とする別途の調整がない限り、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数は１株とします。
⑤本新株予約権の払込金額
　無償とします。
⑥本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限とし、当社株式１株の割当期日における時価の２分の１に相当する価額を上限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議により定める額とします。なお、ここでいう時価とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ(スタンダード)における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)に相当する金額とし、１円未満の端数を切り上げるものとします。
⑦本新株予約権の行使期間
　本新株予約権の行使期間は、本新株予約権無償割当ての効力発生日を初日とし、６ヶ月間の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議により定める期間とします。

⑧本新株予約権の行使条件

(a) (i)特定大量保有者[9]、(ii)特定大量保有者の共同保有者[10]、(iii)特定大量買付者[11]、(iv)特定大量買付者の特別関係者[12]、もしくは(v)上記(i)乃至(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)乃至(v)記載の者の関連者[13](以下、(i)乃至(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。

(b) 上記(a)にかかわらず、次の(i)乃至(ⅱ)の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとします。

(ⅰ)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項に定義されるものとします。)又は当社の関連会社(同規則第８条第５項に定義されるものとします。)

(ii)その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会は、特定買付者等に該当すると認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと別途認めることができます。また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。)

---

9 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第１項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第４項に定義される。)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

10 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

11 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の２第６項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の２第１項に定義される。)の買付け等(同法第27条の２第１項に定義される。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の２第８項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

12 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第３条第２項に定める者を除く。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第３条第３項に定義される。)をいう。

(c) また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については取締役会において別途定めるものとします。)。

(d) 本新株予約権を有する者は、当社に対して、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び本新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

(e) 本新株予約権を有する者が本(c)項の規定により、本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任は一切負わないものとします。

⑨本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

⑩当社による本新株予約権の取得

(a) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。

(b) 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権を全て取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。この場合において、特定買付者等以外の者であることが判明した場合や、特定買付者等が他に当社株式を譲渡して事後的に特定買付者等以外の者に該当することになった場合は、当該特定買付者等以外の者からあらためて本新株予約権を取得し、当社株式を交付することとします。

(５)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成33年３月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(６)本プランの廃止及び変更等

本プランの継続導入後、本プランの有効期間の満了前であっても、(a)当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は(b)当社の

株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限り、本プランを変更し、又は廃止する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

3．本プランが株主及び投資者の皆様に及ぼす影響について

(1)本プラン継続導入時に株主及び投資者の皆様に与える影響

本プランの継続導入時点では、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資者の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2)本プラン発動時(本新株予約権無償割当て時)に株主及び投資者の皆様に及ぼす影響について

(a)本新株予約権無償割当ての手続及び株主名簿への記録等の手続における影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告します。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様(以下「割当対象株主」といいます。)に対して、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆様におかれては、割当期日までに速やかに株主名簿への記録等の手続を行っていただくことが必要です。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、本新株予約権無償割当ての効力発生日までに本新株予約権無償割当てを中止し、又は本新株予約権無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんが、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使手続における影響

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日

等の必要事項、並びに株主様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権１個当たり１円を下限とし、当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、１個の本新株予約権につき、原則として１株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

(c) 当社による新株予約権の取得手続における影響

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかる株主の皆様に交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社株式を受領することになりますので、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

４．本プランの合理性

(１)買収防衛策に関する指針の要件及び尊重義務を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年(2005年)５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年(2008年)６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他近時の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、株式会社

東京証券取引所「企業行動規範」に定めがある買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)を完全に充足しています。

(2)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1.「本プラン継続導入の理由」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

(3)株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会において本プランにつき承認可決の決議がなされることを条件として本プランを継続導入させていただく予定です。また、本プランの有効期間は3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期限の満了前であっても、上記2.(6)「本プランの廃止及び変更等」にて記載したとおり、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4)合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2.(3)「本新株予約権無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5)デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(6)「本プランの廃止及び変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は1年であり、監査等委員である取締役の任期は2年でありますが、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(別紙１)当社監査等委員のうち社外取締役の略歴

氏名 (生年月日)	略歴		所有株式数 (株)
飯塚（いいづか）　孝徳（たかのり） (昭和41年6月1日生)	平成８年３月 平成10年６月 平成21年４月	原田・尾崎・服部法律事務所 (現尾崎法律事務所)入所 当社監査役就任(現任) 飯塚総合法律事務所入所(現任)	33,100
廣岡（ひろおか）　穣（みのる） (昭和46年7月8日生)	平成９年10月 平成13年５月 平成19年８月 平成21年１月 平成27年１月	中央監査法人(中央青山監査法人、みすず監査法人に名称変更の後、平成19年７月解散)入所 公認会計士登録 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 廣岡公認会計士事務所を開業し代表に就任(現任) 株式会社廣岡事務所を開業し代表取締役に就任(現任)	0

(別紙２)大株主の状況

(平成30年３月31日現在)

株　主　名	持　株　数(株)	持　株　比　率(%)
速水浩二	2,510,400	10.83
株式会社ＳＢＩ証券	1,002,900	4.32
鬼頭正彦	870,000	3.75
株式会社りそな銀行	740,000	3.19
篠﨑晃一	691,800	2.98
佐々木幹夫	590,600	2.54
中野孝一	311,400	1.34
チェースマンハッタンバンクジーティーエスクライアンツアカウントエスクロウ(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	286,800	1.23
近藤誠聡	206,900	0.89
石幸成和	201,450	0.86

(注) １．当社は、自己株式320,100株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

２．株式の状況

(平成30年３月31日現在)

(1)	発行可能株式総数	74,000,000株
(2)	発行済株式の総数	23,484,226株
(3)	株主総数	6,091名

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
ハイアット　リージェンシー　東京　白鳳の間
電話　(03)3348-1234(代表)

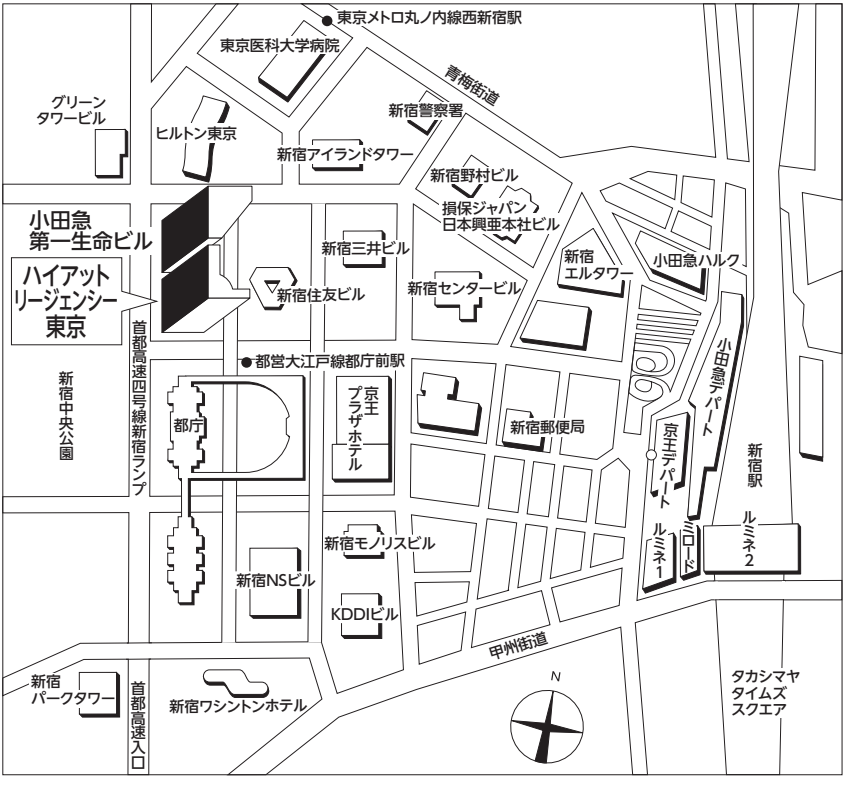

●交通機関
●新宿駅(西口)より徒歩約９分
●地下鉄丸ノ内線西新宿駅より徒歩約３分
●地下鉄大江戸線都庁前駅に直結